

■笠間市の財政健全化判断比率

平成 19 年度決算に基づく笠間市の財政健全化判断比率は、以下のとおりです。

(単位：%)

	笠間市	基 準		
		許可制移行基準 (注 1)	早期健全化基準 (注 2)	財政再生基準 (注 3)
① 実質赤字比率	—	8.7	12.65	20.00
② 連結実質赤字比率	—		17.65	40.00
③ 実質公債費比率	13.5	18.0	25.0	35.0
④ 将来負担比率	104.8		350.0	

	⑤ 資金不足比率	基 準	
		許可制移行基準 (注 1)	経営健全化基準 (注 2)
水道事業会計	—	10.0	20.0
工業用水道事業会計	—		
市立病院事業会計	—		
公共下水道事業特別会計	—		
農業集落排水事業特別会計	—		

※欄中「—」表記は、実質赤字額や資金不足額がないことを表します。

(注 1) 許可制移行基準

地方債の借入における協議制から許可制への移行基準

(注 2) 早期（または経営）健全化基準

財政健全化計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣または都道府県知事へ報告し、毎年度、その実施状況を議会に報告するとともに、総務大臣または都道府県知事に報告し、公表しなければならない基準

(注 3) 財政再生基準

財政再生計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができない基準